主要各国のPRTR制度比較表

米国、カナダ、E-PRTR(EU)、英国、フランス、豪州、韓国の主要各国及び PRTR 議定書について、我が国 PRTR 制度と比較を行うため、インターネットを通じた情報収集を実施し、基本情報、報告対象事業者のすそ切り、対象物質、対象事業者、報告内容、データの公表に関する情報を整理した PRTR 制度比較表の時点修正(2016 年 5 月 31 日時点)を行った。

また、「平成 28 年度化管法対象物質検討調査等業務」に基づき、「排出量の算出方法の届出制度」及び「排出削減活動」について追加的に調査を行い、米国及びカナダについて調査結果を追記した。追記した個所を赤字で示す。

1. 基本情報

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
根拠法令	1999 年 特定化学物	1986 年 緊急対処計 画及び地域住民の知 る権利法(EPCRA: Emergency	1988 年 カナダ環境保護法 (CEPA1988 : Canadian Environmental Protection Act) 第16 条に基づき、1992 年に法制化 ※現在 1999 年「カナダ環境保護法」 (CEPA1999) 第46条	欧州 PRTR 規則 (Regulation No	国連欧州経済委員	1990 年 環境保護法に基づく統合的汚染管理制度 (IPC: Integrated Pollution Control)、汚染 防止管理規則(Statutory Instrument 2000 No.1973)第 28 条 ※その後 2010 年環境上の許可規則が公布、施行。当該規 則は、2007 年同規則、1991 年水資源法における排水の許可制度、2009 年地下水規則に	2002 年 汚染物質の排 出年次報告法令(la déclaration annuelle des émissions polluantes des installations classes soumises à autorisation) ※その後「2008年汚染物質 及び廃棄物の排出登録及び 年次報告に関する省令」に より改正(2014年12月11	1994 年 国家環境保護諮問委員会法に基づき、1998 年に国家環境保護手法(NEPM)の	2013 年化学物質管理
制度開始年	2001 年度の排出データについて、2002 年度から届出、公表。	1986 年 EPCRA 制 定、1987 年施行。 1988 年の排出データ について、1989 年に 初めて公表。	1992年に制度構築、1993年から実施。 ※データベースでは1994年報告年から公表 されているが、1993年にも届出、公表があ った模様。	2004 年採択、2006 年発効。2007 年デ ータについて、2009 年に初めて公表。	発効(署名国 36	1990年に CRI (Chemical Release Inventory) 制度として開始。その後 EPERに対応して、2001年に制度を改正。2002年の排出データから現在の PI 制度に改定し、2003年公表。	て発足(1995年データを 公表)。2003年から義務	1998年、NEPMの一部として NPIの実施を決定。 1998年のデータについて、 2000年に公表。	1996 年有害化学物質 管理法改正、1998 年 施行。 1998 年の排出データ について、1999 年届 出、公表。
法令上の罰則(*)	の届出をした者につ	1日あたり-25,000ドル(約 280 万円)を超えない民事罰。 ※額はインフレを考慮して読みかえられ 2013年12月6日以降は	未報告、虚偽報告、過失のある場合、 即決判決では最高 800 万計が下が約 6 億 9 千万円)(個人の場合最高 60 万計が 下が約 5200 万円))の罰金もしくは 6 ヶ 月を超えない禁固又は双方、正式起訴 に基づく有罪判決(陪審裁判)では最高 1200 万計が下が約 10 億円)の罰金(個人 の場合最高 200 万計が下が約 1 億 7 千 万円))もしくは3年を超えない禁固又は 双方。	加盟国において罰 則を規定するよう 規定。	規定なし	守しない場合、即決判決で は法定上限(5,000 ポンド (約81万円))を超えない罰 金、正式起訴に基づく有罪	法人に対しては 7,500 ユ ーロ(約 94 万円)以下(再 犯・累犯の場合は 15,000 ユーロ(約 190 万円)以下)	NPIの実施権限は、州又は準州の環境庁にあり、報告義務違反に対する罰則は地域により異なる。但し、国家環境保護諮問委員会では、NPIの報告義務違反に対して、高額な罰金や禁固は課さないことを規定している。	対し、1,000 万ウォン (約 96 万円)以下の過
PRTR ホームページ	PRTR インフォメーション広場 http://www.env.go.jp/ch emi/prtr/risk0.html		National Pollutant Release Inventory http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/	The European Pollution Release and Transfer Register (E-PRTR) http://prtr.ec.europa. eu/	Pollutant Release	Pollution Inventory Reporting https://www.gov.uk/governm ent/collections/pollution-inve ntory-reporting または UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets https://www.gov.uk/guidance /uk-pollutant-release-and-tr ansfer-register-prtr-data-set s	Registre français des émissions polluantes http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/	National Pollutant Inventory http://www.npi.gov.au/	Toxics Release Inventory http://ncis.nier.go.kr/tri /

注)英国については、英国イングランド・ウェールズ地方環境庁所管について調査(以後、同じ)。

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

^(*)罰金額の邦貨換算には、日本銀行基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成28年5月中適用分)を使用した。

2. 報告対象事業者のすそ切り

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
雇用者数	常勤従業員 21 人以上の事	常勤従業員を 10 人以上	年間雇用者労働時間 20,000 時間超	雇用者数によるしき	次のいずれかを各国が	雇用者数によるし	雇用者数によるし	クリーニング施設(従業員数 20	従業員数 1 人以上(2013
	業者	雇用している施設(年間	(当該施設で働く常勤、パート、請	いはない。	選択	きいはない。	きいはない。	人以上)を除き、雇用者数による	報告年から)
		雇用者労働時間 20,000	負者の総勤務時間数)の施設	ただし、事業活動毎	A 方式:一定規模以上の	ただし、事業活動	ただし、事業活動毎	しきいはない。	
		時間以上)		の生産・処理容量等	施設-業種区分毎に規	毎の生産・処理容量	の生産・処理容量等		
			※但し廃棄物・下水汚泥焼却、木材保存、	のしきい値を設定。	模のしきい値	等のしきい値を設	のしきい値を設定		
			燃料ターミナル操業、公営廃水処理施	例えば、	B 方式:従業員 10 人超	定(E-PRTR の項参	(E-PRTR の項参		
			設、あるいは採掘坑、採石の施設は、上	- 火力発電:投入熱		照)。	照)。		
			記年間労働時間に関係なく、事業活動、	量 50 メガワット					
			対象物質の取扱量で判断される。	-非有害廃棄物焼却					
				施設:3t/目					
				-下水処理施設:処理					
				能力 10 万人相当					
年間取扱	7,4,31,14,20		対象物質をグループ分けし、グルー	なし	次のいずれかを各国が	なし	なし	対象物質をグループ分けし、グ	
量	(製造+使用) 1トン以	下のいずれかの操業形態	プ毎に別個のしきい値を適用。		選択			ループ毎に別個のしきい値を	いては年間取扱量(製造
	上(特定第一種指定化学		Part 1, Group A: 195 物質: 含有					適用。	+使用)1トン以上(鉛、
	物質は 0.5 トン以上)	・製造又は加工:25,000	量 1%以上、取扱量が 10 トン/年以		【 A 方式:物質ご 】			カテゴリー1:年間 10 トン以上	
	※対象物質が原材料、製品等	ポンド(約 11,350kg)	上。		と、排出媒体ごと			使用。	等)
	に 1%以上含まれる (特定第一	<i> </i> /年	Part 1, Group B:		に、排出・移動量			カテゴリー1a(全 VOC):年間	
	種指定化学物質は 0.1%以上)	・その他の方法での使			の報告しきい値			25 トン以上全 VOC を使用。	その他の物質については
	場合のみ考慮	用: 10,000 ポンド (約			を設定			カテゴリー $2a(CO, PAH, SO_2)$	年間取扱量 10 トン以上
		4,540kg)/年	の方法で使用している施設。		<例>			等):以下いずれかの燃焼活動を	
	・法令で定める特定の施設				鉛			行っている場合。	
	は取扱量にかかわらず				一大気 200kg/年			-400 トン/年以上の燃料又は	
	設置している事業者は				一水域 20kg/年			廃棄物を燃焼。	
	対象となる。	法で使用している施			- 土壌 20kg/年			-1 トン以上の燃料又は廃棄	
		設。	上、取扱量が 50kg/年以上。		【 −移動 50kg/年 】			物を報告対象期間中の1時	
		・特に残留性、蓄積性が	・セレン:含有率 0.000005%以上、		_ 1 5 47 557			間で燃焼させたことがあ	
		高い PBT については	3		B 方式:物質毎の年間製			3.	
		10 ポンド (約 4.5kg)	・ビスフェノールA、トルエンジイ		造量等でしきい値を設			カテゴリー1b(水銀及びその化	
		以上。	ソシアネート:含有率 0.1%以上、		定			合物):5 kg 以上	
			取扱量 100kg 以上		<例>			カテゴリー2b(全 2a 物質、ダイ	
			・アクリロニトリル:含有率 0.1%		鉛ー製造・加工・使用			オキシン、重金属等)	
			以上、取扱量 1,000kg 以上		50kg/年			-2,000 トン以上の燃料又は	
			・イソプレン、タリウム:含有率 1%					廃棄物を燃焼	
			以上、取扱量 100kg 以上					-60,000MWh 以上の電気エ	
			・ヒドラジン、ノニルフェノール及					ネルギー(照明及び動力へ	
			びそのエトキシレート、: 含有率					の使用を除く)を報告対象	
			1%以上、取扱量 1,000kg 以上					期間中に消費。	
			Part 2: 30 多環芳香族化合物:付					一報告対象期間中の最大消費	
			随的に製造され、放出又は移動され					電力(照明及び動力への使	
			た全ての PAH の量が合計 50kg 以					用を除く)が 20MW だった	
			上。					可能性がある。	
排出量の	+>1	+>1	夕四芷禾坛ル入地。 上与江池地际		L包名四	Mass たった 明 HL III	Mass たまり たまり は 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	カニゴル の(人内主(min) 人座	+>1
報告しき	なし	なし	多環芳香族化合物、大気汚染物質、		上記参照			カテゴリー3(全窒素(TN)・全燐(TD))・水域地出長されば廃棄物	なし
い値の有			及びVOCの排出について排出量の	ひしさり順。		量のしきい値。		(TP)):水域排出量または廃棄物	
無			しきい値あり。				(排水中のみ)のしまい値	移動量のしきい値(TN 15 ト	
							きい値。	ン、TP3トン以上)。	

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

3. 対象物質-①

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
物質数	462 物質	594物質31分類(2015年) ※31分類のうち、4分類に 含まれる68物質を個々のも のとして考えた場合、 594+27+68=689物質		91 物質(大気 60 物質、水71 物質、土壌 61 物質)	86 物質	環境上の許可を受け、当 局の規制を受けている施 設:大気70物質、水89 物質、土壌66物質、廃水 移動88物質 当局の規制は受けていないが、E-PRTRの対象と なるプロセスを操業している施設:大気66物質、 水89物質、土壌66物質、 廃水移動89物質	「B.その他の特定項目」 34 物質、 「C.科学研究開発実験施 設のみを対象とし、他に 掲げられていない項目」	93 物質	415 物質(群)
特別指定物質	性のある 15 物質を「特定 第一種指定化学物質」と して指定。	指定。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	発がん性、突然変異誘発性、生殖毒性のある 16 物質を CMR 物質として指定。
選 テ ア ク	①人の健康を損なうおもしては動植物の生息を損なられては動植物の生きをしています。これでは生育がある。これでは、は生育がある。というでは、は生物質がは、は生物質がは、は生物質がは、はいずれないでは、はいずれないでは、はいずれないが、のでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいいではいいいいではいいいいいいではいいいいいいいい	等)及び生態毒性を考慮。	1998 年~2000 年に設置された NPRI 特別物質作業部会の勧告を受け、に要の勧告を受け、にである。 ・ 1 (Decision Factors)」を掲げている。 ・ 2 (Decision Factors)」を掲げている。 ・ 3 (Decision Factors)」と対象を関いたのが、当該物質の対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対	 EU 水枠組み指令の優先物質リスト 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)に基づき規制される主要物質 POPs条約、PIC条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶か 	下記国際的取り決めを 基に策定。 ・EPER 物質リスト ・EU 水枠組み指令の優 先物質リスト ・国連気候変動枠組み条 (UNFCCC)に基づき 規制される主要物で、POPs 条約、北東大の海路の 、北東大の海路が、北東大の海路が、北東大の海路が、北東大の海路が、上条約、最初である。 「一方、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	条約規制物質等)	性、生態毒性等及び環境に影響を与える物質: -水・大気・土壌における危険性のある物質全般 -工場・牧畜施設等による廃棄物 -大気中あるいは水中への汚染物質排出削減プ	3 つの観点から NPI の対象とすべき物質を勧告。 ・環境上の影響 ・人の健康への影響 ・暴露 TAP は、上記 3 つの観点から、選定した物質に対	・有毒物 ・観察物質 ・取扱制限物質又は取扱 禁止物質 ・環境汚染物質 ・揮発性有機化合物 ・水質汚染物質 ・発がん性、生殖毒性、 遺伝毒性等を有する物質

3. 対象物質-②

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
年間排出量	なし	なし	Part 2: 多環芳香族化合	物質毎に年間排出量の	次のいずれかを各国が選	物質毎に年間排出量のし	物質毎に年間排出量しき	TN 及び TP に対し、水域	なし
による報告			<u>物(PAHs)</u> : 非意図的な	しきい値を適用。	択。	きい値を適用。	い値を適用。	排出量または廃棄物移動	
しきい値(報 告対象事業			製造及び排出、リサイク		A 方式:物質每、排出媒	・E-PRTR 対象物質に対	・E-PRTR 対象物質に対	量 15t-TN/年及び 3t-TP/	
者のすそ切			ルのための処分又は移動	<例>	体毎に、排出・移動量の	する報告しきい値は、	する報告しきい値は、	年。	
りは、「2.」			について総量 50kg 以上	鉛および鉛化合物	報告しきい値を設定	当局の規制を受ける施	一部の物質で E-PRTR		
参照)			の場合、あるいはクレオ	-大気 200kg 鉛/年	<例>	設に対しては E-PRTR	規則より小さい値が設		
			ソートを使用した木材防	一水 20kg 鉛/年	鉛	規則のしきい値より小	定されている他は規則		
			腐処理についてはすべ	-土壤 20kg 鉛/年	一大気 200kg/年	さい値が適用される物	に同じ。ただし、一定		
			て。		一水域 20kg/年	質が多い(土壌排出及	規模以上の火力発電施		
			<u>Part 4:一酸化炭素、</u>		-土壤 20kg/年	び当局の規制は受けて	設及び廃棄物焼却施設		
			NO ₂ 、PM など大気汚染		-移動 50kg/年	いないが E-PRTR の対	に対しては 0 に設定さ		
			基準物質: 大気への排出			象となる施設に対して	れている物質もある。		
			について物質毎に 0.3 ト		(B 方式:物質毎の)	は E-PRTR 規則に同	<例>		
			ンから 20 トンのしきい		年間製造量等でし	じ)。	鉛および鉛化合物		
			値。VOC:大気への排出		きい値を設定	<例>	-大気 200kg 鉛/年(廃棄		
			について 10 トン以上。		<例>	鉛および鉛化合物	物焼却施設では0)		
			Part 5: 指定された 75 の		鉛ー製造・加工・	-大気 100kg 鉛/年	-水 20kg 鉛/年または		
			<u>VOC</u> : 大気への排出につ		し 使用 50kg/年	ー水域及び廃水移動	20g 鉛/日		
			いて 1 トンのしきい値			20kg 鉛/年	-土壤 20kg 鉛/年		
			(総 VOC が 10 トン以上			-土壌 20kg 鉛/年			
			はPart 4で報告)。						
	$\mathrm{CO}_2: imes$	$\mathrm{CO}_2: imes$	$\mathrm{CO}_2: imes$	$\mathrm{CO}_2:\bigcirc$	$\mathrm{CO}_2:\bigcirc$	$\mathrm{CO}_2:\bigcirc$	$\mathrm{CO}_2:\bigcirc$	CO_2 : $ imes$	$\mathrm{CO}_2: imes$
ス*	$\mathrm{CH}_4: imes$	$\mathrm{CH}_4: imes$	$\mathrm{CH}_4: imes$	$\mathrm{CH}_4:\bigcirc$	$\mathrm{CH}_4:\bigcirc$	$\mathrm{CH}_4:\bigcirc$	$\mathrm{CH}_4:\bigcirc$	$\mathrm{CH}_4: imes$	$\mathrm{CH}_4: imes$
	$N_2O: \times$	$N_2O: imes$	$N_2O: imes$	$N_2O:\bigcirc$	$N_2O:\bigcirc$	$N_2O:\bigcirc$	$N_2O:\bigcirc$	$N_2O: \times$	$N_2O: \times$
	$\mathrm{PFC}: \times$	$\mathrm{PFC}: \times$	$\mathrm{PFC}: \times$	PFC : ○	PFC : O	PFC : O	$\mathrm{PFC}:\bigcirc$	$\mathrm{PFC}: \times$	$\operatorname{PFC}:\bigcirc$
	${ m SF}_6: imes$	${ m SF}_6: imes$	${ m SF}_6$: $ imes$	$\mathrm{SF}_6: \bigcirc$	$\mathrm{SF}_6: \bigcirc$	$\mathrm{SF}_6: \bigcirc$	$\mathrm{SF}_6: \bigcirc$	${ m SF}_6: imes$	$\mathrm{SF}_6: \bigcirc$
	$\mathrm{HFC}: \times$	$\mathrm{HFC}: \times$	$\mathrm{HFC}: \times$	HFC : ○	HFC : ○	HFC : O	$\mathrm{HFC}:\bigcirc$	$\mathrm{HFC}: \times$	$HFC: \bigcirc$
オゾン層破	$CFC: \bigcirc$	CFC : O	CFC: O	CFC : O	CFC: O	$\mathrm{CFC}:\bigcirc$	$\mathrm{CFC}:\bigcirc$	$\mathrm{CFC}: \times$	$\mathrm{CFC}: \times$
壊物質**	HCFC : ○	HCFC : ○	HCFC : ○	HCFC : ○	HCFC : ○	HCFC : ○	$HCFC: \bigcirc$	HCFC: ×	$\mathrm{HCFC}: \times$
	$\mathrm{HBFC}: \times$	$\mathrm{HBFC}: \times$	HBFC: ×	HBFC: ×	$\mathrm{HBFC}: \times$	$\mathrm{HBFC}: \times$	$\mathrm{HBFC}: \times$	$\mathrm{HBFC}: \times$	$\mathrm{HBFC}: \times$
	ハロン:〇	ハロン:〇	ハロン:〇	ハロン:〇	ハロン:〇	ハロン: 〇	ハロン:○	ハロン:X	ハロン:X
	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:○	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:〇	四塩化炭素:×	四塩化炭素:〇
	1,1,1-トリクロロエタン:〇	1,1,1-トリクロロエタン:〇	1,1,1-トリクロロエタン: X	1,1,1-トリクロロエタン:〇	1,1,1-トリクロロエタン:〇	1,1,1-トリクロロエタン:〇	1,1,1-トリクロロエタン:○	1,1,1-トリクロロエタン: X	1,1,1-トリクロロエタン:○
	臭化メチル:○	臭化メチル:○	臭化メチル:○	臭化メチル:×	臭化メチル:×	臭化メチル:×	臭化メチル:×	臭化メチル:×	臭化メチル:○
	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン:X	ブロモクロロメタン: X	ブロモクロロメタン:X
大気汚染物	CO: ×	CO: ×	CO : O	CO : O	CO : O	CO : O	$CO: \bigcirc$	CO : O	CO: O
質*** 	$\mathrm{SO}_2: imes$	$\mathrm{SO}_2: imes$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: \bigcirc$	$\mathrm{SO}_2: imes$
	$NOx : \times$	$NOx : \times$	NOx : ○	NOx : ○	$NO_x: \bigcirc$	NOx : O	$NOx: \bigcirc$	NOx : O	$NOx : \times$
	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*	VOC : ○*
	$\mathrm{PM}: \times$	$\mathrm{PM}: \times$	PM : O	PM : O	PM : O	PM : O	$PM: \bigcirc$	PM : O	$PM: \times$
	※VOC の化学物質群としての	※VOC の化学物質群としての	※揮発性有機化合物の群(メタン	※NMVOC(非メタン揮発性有	※NMVOC(非メタン揮発性有	※NMVOC(非メタン揮発性有	※NMVOC(非メタン揮発性有	※TVOC(全揮発性有機化合物)	※VOC の化学物質群としての
	指定ではない。トルエン、ホル	指定ではない。トルエン、ホル	その他は含まない)として対象物	機化合物)の群として対象物質	機化合物)の群として対象物質	機化合物)の群として対象物質	機化合物)の群として対象物質	の群として対象物質に選定され	指定ではない。トルエン、ホル
	ムアルデヒド等の VOC の性質	ムアルデヒド等の VOC の性質	質に選定されている。この他、	に選定されている。この他、VOC	に選定されている。この他、VOC	に選定されている。この他、VOC	に選定されている。この他、VOC	ているが、メタンなどは除外さ	ムアルデヒド等の VOC の性質
	を有する物質が個別に対象とな	を有する物質が個別に対象とな	VOC の性質を有する個々の物	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	れている。この他、VOCの性質	を有する物質が個別に対象とな
	っている。	っている。	質も対象物質に選定されてい	象物質に選定されている。	象物質に選定されている。	象物質に選定されている。	象物質に選定されている。	を有する個々の物質も対象物質	っている。
			る。					に選定されている。	
	を有する物質が個別に対象とな	を有する物質が個別に対象とな	VOC の性質を有する個々の物	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	の性質を有する個々の物質も対	れている。この他、VOCの性質 を有する個々の物質も対象物質	を有する物質が個別に対象とな

^{*} 地球温暖化対策の推進に関する法律の対象物質。

^{**} オゾン層保護法の対象物質。

^{***} 大気汚染防止法の対象物質。

3. 対象物質-3

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
多環芳香族	報告対象では	PBT 規則により 2000 年度から報	以下の30多環芳香族化合物につい	長距離越境大気汚染条約	長距離越境大気汚染条約	以下の 5 物質を個々の物	多環芳香族化合物:	個々の物質毎に報告する	報告対象ではな
化 合物	ない	告対象。以下、25 物質について総	て総計(個々に報告された物質の量	の POPs 議定書により、	の POPs 議定書により、	質毎に報告する。	大気及び土壌ともに以下	のではなく、下記 20 物質	V /¾
(PAH)	※PAH の化学	計を報告する。	は除く) もしくは個々の物質(5kg	以下の 4 物質を PAH と	以下の4 物質をPAH と		の PAH の総計を報告す	の Benzo(a)pyrene 当量	※PAH の化学物
	物質群としての		以上のもの)毎に報告。	する。	する。	Benzo(a)pyrene	る。(科学研究開発実験施	(WHO 1998)の総計を総	質群としての指
	指定ではない。	Benzo(a)anthracene			Benzo(a)pyrene	Benzo(b)fluoranthene	設からの排出(排水)で	PAH として報告する。	定ではない。
	アセナフテン、	Benzo(a)phenanthrene (chrysene)	Dibenz(a,j)acridine	Benzo(a)pyrene	Benzo(b)fluoranthene	Benzo(k)fluoranthene	は個別の報告を要する)		Indeno(1,2,3-c,
	アントラセン、	Benzo(a)pyrene	Benzo(a)anthracene	Benzo(b)fluoranthene	Benzo(k)fluoranthene	Benzo(g,h,i)perylene		Acenaphthene	d)pyrene が個別
	キノリンが個別	Benzo(b)fluoranthene	Benzo(a)phenanthrene	Benzo(k)fluoranthene	Indeno(1,2,3-c,d)pyrene	Indeno(1,2,3-c,d)pyrene*	Benzo(a)pyrene	Anthracene	に対象となって
	に対象となって	Benzo(j)fluoranthene	Benzo(a)pyrene	Indeno(1,2,3-c,d)pyrene			Benzo(b)fluoranthene	Benz(a)anthracene	いる。
	いる。	Benzo(k)fluoranthene	Benzo(b)fluoranthene			*水域への排出、廃水移動は、	Benzo(k)fluoranthene	Benzo(a)pyrene	
		Benzo(j,k)fluorene (fluoranthene)	Benzo(e)pyrene	なお、		当局の規制は受けていないが	Indeno(1,2,3-c,d)pyrene	Benzo(b)fluoranthene	
		Benzo(r,s,t)pentaphene	Benzo(g,h,i)perylene	Benzo(g,h,i)perylene に		E-PRTR の対象となる施設に		Benzo(e)pyrene	
		Dibenz(a,h)acridine	Benzo(j)fluoranthene	ついては、個別の報告を		対してのみ。	なお、	Benzo(g,h,i)perylene	
		Dibenz(a,j)acridine	Benzo(k)fluoranthene	要する。			Benzo(g,h,i)perylene に	Benzo(j)fluoranthene	
		Dibenzo(a,h)anthracene	Dibenzo(a,h)anthracene				ついては、個別の報告を	Benzo(k)fluoranthene	
		Dibenzo(a,e)fluoranthene	Dibenzo(a,i)pyrene				要する。	Chrysene	
		Dibenzo(a,e)pyrene	7H-Dibenzo(c,g)carbazole					Cyclopenta(c,d)pyrene	
		Dibenzo(a,h)pyrene	Fluoranthene					Dibenzo(a,e)pyrene	
		Dibenzo(a,l)pyrene	Indeno(1,2,3-c,d)pyrene					Dibenz(a,h)anthracene	
		7H-Dibenzo(c,g)carbazole	Perylene					Dibenzo(a,l)pyrene	
		7,12-Dimethylbenz(a)anthracene	Phenanthrene					Dibenzo(a,h)pyrene	
		1,6-Dinitropyrene	Pyrene					Dibenzo(a,i)pyrene	
		1,8-Dinitropyrene	Acenaphthen					Fluoranthene	
		Indeno(1,2,3-cd)pyrene	Acenaphtylene					Indeno(1,2,3-c,d)pyrene	
		3-Methylcholanthrene	Fluorene					Phenanthrene	
		5-Methylchrysene	Dibenzo(a,e)fluoranthene					Pyrene	
		6-Nitrochrysene	Dibenzo(a,e)pyrene						
		1-Nitropyrene	Dibenzo(a,h)acridine						
		4-Nitropyrene	Dibenzo(a,h)pyrene						
		◆ 報告ガイダンス	Dibenzo(a,l)pyrene						
		** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	7,12-Dimethylbenz(a)anthracene 3-Methylcholanthrene						
		Guidance for Reporting Toxic Chemicals:	5-Methylchrysene						
		Polycyclic Aromatic Compounds	l						
		Category (2001)	Quinoline						
		https://www.epa.gov/sites/produc	Quinoime						
		tion/files/documents/2001pacs.pdf							
		doily files, documents, 200 fpacs, par							
ダイオキシ	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象	報告対象ではな
ン類の取扱 い			Hull B. J. o. L. y J. P. S. S. S.	III. III. A	Hillia A. J. Harris	Maria As a left	Mallo Sec. 14	FIRE COOL ST. D. L District	V
• •		年間取扱量(非意図的生成物を含		排出しきい値 0.1g	排出しさい値 lg 以上。	排出しきい値	排出しきい値	年間2,000トン以上の燃料	
		む) 0.1g 以上。	※ダイオキシン/フラン又はヘキサクロ	• ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		大気 0.00001 kg I-TEQ	•	又は廃棄物を燃焼、	
	置法第 2 条(2)		ロベンゼンを偶発的に製造するおそれ			及 び 0.00001 kg	(大気、水、土壌全て)	年間 60,000MWh 以上の	
	に規定する特定なが記号		がある施設で特定事業活動を行う廃棄			WHO-TEQ		電気エネルギー(照明及び	
	定施設が設置		物焼却施設(非有害・医療系は26t以上、			水 0.0001kg -TEQ 及び		動力への使用を除く)を消	
	されている事		有害・下水汚泥はしきい値なし)、その			0.0001 kg WHO-TEQ		費、又は	
	業所について、		他の特定施設(鉄鋼、セメント、発電			土壌 0.0001kg I-TEQ 及		最大消費電力 20MW 以上	
	排出量•移動量		用ボイラー(25MW 以上)等:総労働時			び 0.0001 kg WHO-TEQ		(照明及び動力への使用を	
	を報告		間2万時間以上)が報告。			廃水移動 0.0001kg		除く)の施設。	
						I-TEQ 及び 0.0001 kg			
						WHO-TEQ			

4. 対象事業者一① 対象業種

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
対象業種	以下、兼業している業種	SIC (標準産業分類) コード	以下に掲げる適用除			業種ではなく、事業活動	<汚染物質の年間排出	以下に掲げる適用除外	以下の指定39業種に該当する事業
	が 1 つでも該当すれば対	20~30 の製造業	外施設に該当しない	る 65 の <u>事業活動</u> により	により報告対象事業者	により報告対象事業者	量報告対象>	施設に該当しない施設	所
	象	• 食料品	施設	報告対象事業者を規定	を規定している。	を規定している。	(a)以下の 事業 活動を行		1 石炭、原油及び天然ガス鉱業
	1 金属鉱業	・煙草		している。	・エネルギー	• 環境操業許可規則	っている施設	・国境外にある固定施設	
	2 原油及び天然ガス鉱業	繊維	・教育・訓練施設	・エネルギー	• 金属製造、加工	(EPR $:$	一定規模以上の家畜飼	で操業されている移	3食料品製造業
	3 製造業	・衣服・繊維製品	• 試験 • 研究施設	・金属製造・加工	• 鉱業、窯業、土石製	Environmental	育業施設	動排出源(空輸、海上	4 飲料製造業
	4 電気業	・木材・木製品	・輸送車両整備・修理	•鉱業、窯業、土石製品	品製造業	Permitting Regulation	· 養殖施設(年間生産量	輸送等)	5 たばこ製造業
	5 ガス業	・家具・装備品	施設	製造業	• 化学工業	2010) パート A(1)規制	1000t 超)	• 石油小売施設	6 繊維製品製造業
	6 熱供給業	・紙・紙加工品	・燃料の流通・保管・	• 化学工業	• 廃棄物、排水管理	事業	· 下水処理施設(日処理		7 衣服・衣服アクセサリー、毛皮製
	7 下水道業	・印刷・出版	小売施設、但しタ	・廃棄物・排水管理	製紙業、木材製造・	・エネルギー	能力 6000kg-BOD ₅		品製造業
	8 鉄道業	・化学	ーミナルは除く	・製紙業、木材製造・加		・金属生産・加工	(人口 10 万人相当))	・スクラップ金属処理施	8 革製品、かばん、靴製造業
	9 倉庫業	・石油精製	・対象物質を含む成形	工	• 集約的畜産、水産	• 鉱物産業窯業土石	•鉱物採取業(鉱業法対	設(バッテリー再生及	9 木材・木製品製造業
	10 石油卸売業	・ゴム・プラスチック	品・製品の卸売り・	• 集約的畜産、水産	・ 飲食料分野の動植物	• 化学産業	象)	び精錬を除く)	10 パルプ、紙・紙製品製造業
	11 鉄スクラップ卸売業	・革・革製品	小売施設	飲食料分野の動植物製	製品	• 廃棄物管理	(b) E-PRTR 規則の対象	・農作物生産、水産、園	11 印刷・記録媒体複製業
	12 自動車卸売業	・窯業、土石製品	対象物質の小売施設	品	その他	・その他の産業(製紙、	事業活動を行っている	芸、畜産施設(農作物	12 コークス、練炭、石油精製品製
	13 燃料小売業	・貴金属	・農林水産に係る施設	その他		炭素製造・加工、ター	施設	加工及び集約的畜産	造業
	14 洗濯業	• 金属加工	(加工・利用施設			ル・瀝青加工、染色、		業を除く)	13 化学物質・化学製品製造業
	15 写真業	•一般機械器具 • コンピューター	は除く)			インキ等製造、皮革・	<廃棄物の年間発生量		14 医療用物質・医薬品製造業
	16 自動車整備業	機器	• 歯科医業			食品加工、畜産、炭素	報告対象(有害廃棄物		
	17 機械修理業	・電気機械機器				回収・貯蔵)		量の算定方法等を示し	
	18 商品検査業	・輸送用機械器具					2,000t/年超)>	た NPI 産業ハンドブッ	
	19 計量証明業	・精密機械器具				・下水処理(10万人相当	非有害廃棄物について		
	20 一般廃棄物処理業	・その他の製造業				以上)	は上記(b)のみ対象	種が報告対象となる。	19 電子部品、コンピューター、映像音響、
	21 産業廃棄物処分業					・放射性廃棄物を大気、			通信装備製造業
	22 医療業	1998 年度から非製造業 7				水域、EPR の対象とな			20 医療、精密、光学機器、時計製
	23 高等教育機関	業種が追加				る下水処理施設に廃棄			造業
	24 自然科学研究所	・金属鉱業				する者			21 電気装備製造業
		・炭鉱業				・露天掘り鉱山・採石場			22 その他機械・設備製造業
	注)公務はその行う業務に	•電力 PCDA C **** *****************************				(25ha 以上)、地下鉱山			23 自動車・トレーラー製造業
	よりそれぞれの業種に分類	・RCRA-C 有害廃棄物処理				とその関連事業(容量			24 その他運送設備製造業
	して扱い、分類された業種が	処分業				を問わない)			25 家具製造業
	上記の対象業種であれば、同	・化学物質及び化学品卸販							26 その他製品製造業
	様に届出対象。	売業							27 電気、ガス・蒸気・空気調和供
		・石油販売業 ・溶剤回収業							給業 20. 水洋東米
		・俗利凹収集							28 水道事業 29 下水、廃水、し尿処理業
		 連邦施設 も 1994 年に追加							30 廃棄物収集・運搬、原料再生業
		連邦地設も 1994 中に迫加							31 自動車及び自動二輪を除く
									51 日勤 華及 い日勤 二 軸 を 除く 卸・仲買業 (燃料・関連製品卸業、
									化学物質・化学製品卸業)
									32 陸上運輸・パイプライン運送業
									33 水上運送業
									34 航空運送業
									35 保管・倉庫業
									36 出版業
									37 写真処理業
									38 整備・修理業(機械・機器修理
									業、自動車・自動二輪修理業)
									39 洗濯業
		 5月31日時点で公表されている名	 	l	1	1		l	00 Dui电水

4. 対象事業者-② 報告対象施設の定義

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
報告施設数	35,573 事業所(2014 年	21,873 施設(2014 年)	7,720施設(2014年)	32,436 施設(2013 年)	集計はされていない。	6,145 施設(2013 年)	3,735 施設(2013 年)	4,104 施設(2014-2015	3,435 事業所(2013 年)
	度)					※UK 全体の E-PRTR 登録	※E-PRTR 登録データ	年)	
						データ			
報告対象と	1.第一種指定化学物質を	「施設」とは、一つのサ	「施設」には、以下の3	「施設(Facility)」とは、	「施設(Facility)」とは、	「設備 (installation)」と	EC 規則 166/2006 の附属	「施設」とは、機械装置、	水質環境保全法及び大気
なる施設又 は事業者	製造、使用、もしくは取	イト、又は隣接もしくは	つの定義が含まれる。	同一の自然人もしくは法	同一の自然人もしくは法	は、PPC 規則の別表1に	書Iに規定された活動を	プラント、器具、設備、	環境保全法により、指定
10471	り扱う者	近接するサイトに所在す	「隣接する施設」とは、	人が運営する同じサイト	人が運営する同じサイト	掲げられている事業活動	行っている事業者:その	用具、道具、その他そこ	物質排出施設の設置許可
	2.事業活動に伴って付随	る建物、設備、その他固	一つのサイト、又は隣接	にある一以上の設備を意	にある一以上の設備を意	(前ページ対象業種を参	他の特定の事業者	で行われている活動に関	及び届出を行った事業所
	的に第一種指定化学物質	定されたもので、同一人		味する。	味する。	照)を一つ以上行ってい		連して使用されるものを	
	を生成させ、又は排出す	物により所有又は操業さ	に所在する建物、設備、			る「技術ユニット		含む、対象物質が排出さ	
	ることが見込まれる者	れているもの。	その他固定されたもの			(technical unit)」をい		れる可能性のある建物又	
				は、附属書 I でリストに				は土地をいう。オフショ	
	※対象事業者は、事業所毎に			挙げられた一以上の活		同じと考えてよい)。		ア施設も含む。	
	届出書を作成			動、及び当該サイトで実					
			ているものをいう。	つながりを持つ、また排					
			「パイプライン施設」と						
			は、一つのサイト上にあ						
			る設備の集合で、天然ガ		直接関連のある活動が実				
			ス移送、配送パイプライ	施される固定の技術設備	施される固定の技術設備				
			ンの操業に使用されてい	一式を意味する。	一式を意味する。				
			るもの。						
			「オフショア施設」とは、						
			洋上の穿孔ユニット、生						
			産プラットホーム、カナ						
			ダの大陸棚に取り付けら						
			れている海中設備等をい						
			う。						
特別要件施	・鉱山保安法§8(1)に規定	<i>t</i> al.	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
設の有無	する施設								
	・下水道終末処理施設								
	•一般廃棄物処理施設 又								
	は産業廃棄物処理施設								
	(ダイオキシン類特措法								
	§2(2)に規定する施設)								

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容一①

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
	1.事業者の名称	Part 1: 施設特定情報	※以下、カナダの報告は	施設の特定	施設名称	Part1 運営管理者・サ	報告年	セクション A: 報告施設情	
報	2.事業所の名称	1.報告年	電子報告システム		・施設の所在地	イト	所有者の特定	報	1.事業者名
	3.所在地	2.企業秘密情報	"OWNERS"を用いて報		・施設の活動内容	・報告年、PIR 参照番	·-	報告対象期間	2.代表者
		3.報告責任者(氏名、職		・施設の住所/都市	・所有者または運営			施設情報	3.事業所所在地
	用される従業員の数	名、署名、日付)		・郵便番号/国	者、会社の名前	名、事業所所在地、連	・事業所の法的形態	1.施設 ID	4.管轄機関
		4.施設特定(名称、ID	問い合わせ先情報	・位置の経・緯度	(特定書式の提示な		・SIRET N°(事業所番号:9		5.事業者登録番号
	る事業が属する業種		以下の項目について、氏		L)	・NACE コード、			
		報告は施設全体か一部		・NACE コード (4 桁)		NOSE-P コード、		Company #)	7.従業員数
	排出量及び移動量	か、連邦の施設か否か、	E-mail を報告	・主な経済活動		E-PRTR コード	・本社の住所、郵便番号	4.ABN (Australian	8.産業団地名
	7.担当者(問い合わせ先)	技術的連絡先・電話番	・技術的問い合わせ	• 生産量(任意)			施設の特定	Business #)	9.農工団地名
		号・E-mail、一般連絡先・	・一般問い合わせ(あれ	• 設備数(任意)		任意事項:	- 施設名	5.登録住所	10.資本金
		電話番号・E-mail、	ば)	• 年間操業時間数(任意)		従業員数、施設の稼働	・施設の所有者名	6.郵便用住所	11.年間売上高
		NAICS コード、D&B 番	コーディネーター問い	• 従業員数(任意)		時間、一般問い合わせ	・操業場所の住所、郵便番号	7.施設名	12.年間操業日数
		号)	合わせ (あれば)	・施設または親会社で公		用 E-mail、ウェブサイ	・施設の位置を示す地図コー	8.環境庁許可番号	13.一日平均操業時間
		5.親会社情報(名称、D&B	・NPRI 報告責任者(施	表しているウェブサイト		}	ド	9.施設の従業員数	14.有毒物取扱営業の種
		番号)	設所有者もしくは会社代	のアドレス等 (任意)			・施設の主な事業活動	10.ウェブサイト	類
			表者)				・NAF コード	11.当該施設で行われてい	15上水源保護区域名
			・独立委託先(NPRI 報	施設の附属書 I 事業活動/			・SIRET 番号	る主な事業活動又は工程	16.水質保全特別対策地
			告を担当した委託先があ	工程(事業コード)			・年間生産量又は(家畜飼育	12.施設の住所	域名
			れば)	事業活動 1(主要事業)			業については)家畜数(任	13.施設の緯度	17.大気保全特別対策地
				事業活動 2			意)	14.施設の経度	域名
			施設情報	事業活動 N			・施設数(任意)	15ANZSIC コード	18.流入水系名
			・施設名、住所、(初年度				年間操業時間(任意)	一般/技術的問い合わせ用	19.事業所内廃水処理施
			報告もしくは移動型施設	加盟国における担当者			・従業員数(任意)	名前、所属、電話、携帯、	設の種類
			の場合) 緯度・経度など				・その他施設の操業者が役に	FAX、E-mail、郵便用住所	20.事業所内廃棄物処理
			の地図コード	E-mail)			立つと思う情報(ウェブサ		施設の種類
			• 従業員数				イトアドレス、報告書への	セクション E : 証明書	21.事業所の規模
			・企業名(商号)、住所、				リンク、環境施設、排出量		22.作成者・確認者署名
			D&B番号、連邦企業番号				に関する説明、問い合わせ	内部費用、外部費用(コン	
			・.カナダの親会社名、住					サルタント、分析)、報告者	
			所、D&B番号、連邦企業				責任者	からのコメント(公表・非	
			番号				・氏名	公表別)	
			・NPRI ID 番号				・役職	<u>チェックリスト</u> (項目ごと	
			・NAICS 番号				連絡先	の記入完了の)	
							・氏名	証明書	
							・役職	施設所有者による報告内容	
							・電話、fax、E-mail	証明	
							・所見と疑問点(任意)	施設の所有者の詳細(氏名、	
								所属、施設、日付、署名)	
取扱量報告	- 却生また	・サイト中の小学を使っ	= 12.4 ≥1	. (お辛申でしょ インルヴ	⇒ ₩ + >1	. 次派为安姆理地每	. (お会事でしょう) サンド	対色物所のは甲基	東米式内の見上に大見
の有無	・報告なし	・サイト内の当該物質の	言及なし	・(任意事項として) 生産	言及なし	・資源効率物理指標 (REPI) **:	・(任意事項として) 生産量	・対象物質の使用量	・事業所内の最大保有量
13/10		最大保有量		量					・取扱量及び用途(生産
						主要な経済活動による			量、使用量、用途)
						生産量、原料・エネルギー・水池豊豊・肉産			※担し 存みは却して
						ギー・水消費量、廃棄物は出景・これら東西			※但し、行政情報として 収集されるデータであ
						物排出量;これら事項の企業秘密扱いの有無			り、一般には業種別の情
						*参加している第三者枠			り、一般には業種別の情 報のみ公開される。
									TKVノグム用される。
L		 5 日 21 口吐占でひまされてい		<u> </u>		組名、簡易項目で報告可	<u> </u>	<u> </u>	

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容-2(その1)

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出量	1.第一種指定化学	Part2: 化学物質別情報	物質情報	大気へのしきい値を	汚染物質の大気、	Part 2 大気への排出	大気への排出	セクションB:物質排出情報	化学物質排出量•移動
	物質の名称	1.有害物質の特定(CAS 番	・物質名、CAS番号	超える汚染物質排出	水、及び土壌への	・物質リスト(排出量(総量	1.汚染物質	<u>NPI しきい値決定</u>	量調査票
	2.第一種指定化学		・生産、加工、使用の内容	データ:	排出	及び報告対象量、E-PRTR		物質カテゴリー毎に適用される	
	物質の号番号	ダイオキシン・ダイオキシン	・各環境媒体への排出量*:大	汚染物質毎に算定		対象は総量のみ)、算定方法)	3. 排出量 (kg/年)、事故排	NPI 報告しきい値を説明	名、CAS 番号、事業
	3.排出量	類各種類の分類)	気(非点源・点源)、水、土壌	法、総量/事故排出			出量(kg/年)	de se la companya di di	所内の最大保有量、取
	・大気への排出	2.混合物組成の特定 (供給者	(地表、地下:埋立処分以外)	量		D (174) (14 o 11)	L o Hill	物質の使用・排出	扱量及び用途)
		が使用している一般名)	各環境媒体への排出量の四	1. 01 21 12 17		Part 4 規制水域への排出 ************************************	水への排出	物質リストに使用量、大気(点源・	0.41.44.14.14.15.0.11
	出	3.施設内における製造、加工 使用形態	半期ごとの割合	水へのしきい値を超		・物質リスト(排出媒体(地		非点源)・水・土壌への排出量、算 定方法を記入	
	(排出先の河川、湖沼、海域等の名称)		・サイト内の環境への排出量 (埋立、施用、地下注入、尾鉱・	える汚染物質排出デ		下水・河川・河口・海)、排出量(総量及び報告対象量、	3.排出形態(個別排出/外部	※使用量は非公開	境中排出量(大気、水、土壌、算定方法)
	・当該事務所におけ	大保有量	(埋立、施用、地下注入、尾鉱・ 廃石投棄・貯蔵)	ータ: 汚染物質毎に算定		田里(松里及い報言対象里、 E-PRTR 対象は総量のみ)、	施設への接続)	※排出係数や推計方法がないため	上俵、昇比 <i>刀伍)</i>
		5.各環境媒体への排出量	,	法、総量/事故排出		算定方法)		報告できなかった物質についても	3自家押立量
	(埋立処分以外)	(媒体:大気(非点源・点源)、	・排出・移動量の推定基礎※	量		 	コード	別途記載	0.日外生工里
	・当該事業所におけ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・報告量変化の理由	基			·	※前年度報告していた物質につい	
	る埋立処分	(項目:総排出量、推定基礎	 *大気汚染物質・VOC は大気排出	土壌へのしきい値を			=	て今回報告しないもの、排出量・移	
	<u> </u>	<u>*)</u>	のみ、但し、一定量以上を排出す	超える汚染物質排出			年)	動量が 50%以上減少した物質、排	
		,	る 50m 以上の煙突について煙突				6. (外部施設への接続の		
		※排出移動量の算出根拠に	ごとの排出量やその他の所定の	汚染物質毎に算定			場合)最終浄化形態、最		
		ついて、以下の6つのコード	情報を報告。	法、総量/事故排出			終排出量	な差異として報告	
		から選択する	 ※排出移動量の算出根拠につ	量					
		M1: 連続測定データ	いて、以下のコードから選択						
		・ M2: 定期あるいはラン	する						
		ダムモニタリングデー	連続排出モニタリング						
		タ	連続期間物質濃度と流量						
		· C: 物質収支計算	を測定し排出係数算出。						
		• E1: 公開排出係数によ	年間排出量は濃度と流量						
		る推定	から推定。						
		• E2: オンサイト特異的	・ 予測排出モニタリング						
		排出係数による推定	排出係数とプロセスのパ						
		• O: その他(数式で揮発 量を求める工学的計算	ラメーター(燃料使用、						
		単を水のの工子的計算 など)	蒸気生成、火炉の温度な						
		/4C)	ど)から相関式を構築						
			• 排出源試験						
			サンプリングしてサンプ						
			ル中の濃度決定。流量と						
			掛け合わせて物質量決						
			定。						
			物質収支サイト特異的排出係数						
			• 公開排出係数						
			 工学的推定 						
			・ 工学原理や化学的物理的						
			プロセスの知識を用いた						
			判断により推測。						
土壌への排	ょ あり	△ (埋立処分のみ)	△(土壌への流出や漏出のみ、	あり	あり	あり (Part 3)	あり	あり	あり
出報 告			埋立処分以外)						
大十西久园 DDTI	2 制度比較主の情報は、20	16 年 5 日 21 口吐占で八主されて	いる各国政府及び関係機関情報に基	<u></u>			<u> </u>	<u> </u>	

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容-②(その2:廃棄物の移動量)

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
廃棄物の移動量(マス)				・年間2トンを超えの00・年間2人の00トンを超える有害廃棄物、又は年間2,000トンを選えるのの移車を発売して、10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1	超える有害廃棄 物、又は年間 2,000 トンを超 える非有害廃棄 物のオフサイト	Part 6 サイト外廃棄物移動 有害廃棄物移動量(しきい値な し、E-PRTR 対象は総量 2t 超/ 年)、非有害廃棄物(しきい値総量 5t 超、E-PRTR 対象は総量 2,000t 超/年) 欧州廃棄物カタログ(EWC)コード、廃棄物枠組み指令(WFD) 処分・リカバリーコード、移動量、 企業秘密扱いの有無、廃棄物の種別(処分した有害廃棄物、回収した他の廃棄物)ごとに使用した算定方法 Part 7 海外への廃棄物移動 有害廃棄物移動量(しきい値な し)を移動先別に、処理内容(処分・リカバリー)、算定方法、処理事業者名、住所、国、実際に廃 棄物を受け入れた施設の住所及 び国	・廃棄物の種類(コー: ドと番号)ごとは 第出方法は記号に 第出方法の理が、 がある。 の名称の名称のの名称の名称の名称の名称の名称の名称の名称のの番号の番号の番号の番号の番号の 運物の番号の番号の番号の の場合に有さる。 の本・住所)	セクション D:物質移動情報 最終目的地へ送られる廃棄物中の NPI 対象物質(しきい値を超えるカテゴリー1、カテゴリー1b、またはカテゴリー3)の移動を報告。但し、移動先にる場合と任意の場合に分かれる。 <報告が義務づけられる最終移動先>・埋立地、尾鉱貯蔵施設、地下注いる廃棄物貯蔵施設等を含む、封じ込みのたがよって、移動先(オフサイトの最終を動た(オフサイトの最終をあたがけに通じる、オフサイトのででありたがは1つ以上の最終移動先だけに通じる、オフサイトの処理施設・オフサイトのがまただけに通じる、オフサイトの処理施設・オフサイトのが関連をといても報告と同様、重要な差異についても報告	
廃棄物の移動量(廃棄物の有害物質)	4.移動量 ・下水道への移動 ・当該事業所の外 への移動	6.サイト外への廃棄物中の 有害物質の移動 (公共処理施設への移動: 総移動量、算定方法、移動 先及び住所)(他のサイト外 への移動:名称、住所、処 理方法) 7A.サイト内での廃棄物処 理方法・効率(一般廃棄物 ストリームコート、、廃棄物処理方法 順序コート、、廃棄物処理効率 コート、)	害物質の移動量:処分、中間 処理(公共下水道含む)、リサイクル目的の廃棄物の量 ・報告量変化の理由 ・処分及びリサイクル目的で の施設外への移動の理由 ※1998 年までは任意の報告 だったため、廃棄物移動量の データは義務化された 1999	を超える、排水処 理場に送られる	値を超える、排 水処理場に送ら れる排水中の汚	・物質リスト(排出量(総量及び報告対象量、E-PRTR対象は総量の			3.対象化学物質の移動量(廃水処理業者への移動量、廃水の種類、処理方法、廃棄物処理業者への移動量、廃棄物の種類、処理方法、算定方法、処理業者名、処理業者許可番号、処理業者登録番号、処理業者住所)

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容-3

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出動	*	************************************	・汚染防止計画(汚染防止計画作成の有無(ある場合は法定か(根拠法)、自主か)、更新の有無、物質の節約や省エネ・節水を扱っているか) ・実施した内容(以下に分けて記載) -原材料の変更 -製品の設計や見直し -設備や工程の変更 -湯地防止** -場内での再利用・リサイクル・回収 -資材管理や調達方法の改善 -運転方法の改善 -運転方法の改善 -運転方法の改善 -での強いに活動なし ※「漏洩防止」は事故による汚染を防止するためのものであり、漏洩を制限することと起こった場合に漏洩を最小限に抑えることも含まれる。・装置周りに飛散防御や液漏れトレイを設置する ・源洩検知装置の導入・定理 ・漏洩や廃棄物量削減のための積載、荷降ろし、移動手法の改良 ・漏洩や廃棄物量削減のためのオーバーフローの警告装置や自動バルブ遮断装置の導入	報告なし	報告なし	排出削減活動についての 報告は求められていない が、以下の報告が義務付 けられている。 Part 8 資源効率物理指標 (Resource Efficiency Physical Index: REPI) (パート A(1)規制事業、 廃棄物埋立処分場及び集 約農業施設のみ) 主要な経済活動による生 産量、原料・エネルギー・ 水消費量、廃棄物排出 量;これら事項の企業秘 密扱いの有無		セクションC:排出削減活動	4.対象化学物質の排 出量削減活動(前年度 及び報告年度の排出 量・移動量、排出量の
その他特徴ある項目	特になし	7B.サイト内のエネルギー回収工程 7C.サイト内のリサイクル工程	特になし	特になし	特になし	放射性廃棄物処分許可施設は、化学物質ではなく、放射性物質の排出・移動量の報告	水の移入・移出量、排出	特になし	特になし
施設や埋立の対する場合の対象を関係を対する場のを関係を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	る対象物質のみ排 出量を把握し、届 け出ればよい。	・有害廃棄物処分及び溶剤回収施設向け報告 ガイダンス (134 頁) 2016 年 5 月 31 日時点で公売されている各国政府及び	・廃水処理施設向け報告ガイダンス (41 頁)	なし	なし	・燃焼施設向け報告ガイ ダンス(22頁) ・焼却施設向け報告ガイ ダンス(22頁) ・埋立処分場向け報告ガ イダンス(7頁) ・廃棄物積替施設向け報 告ガイダンス(17頁) ・廃棄物(廃油含む)化学処 理施設向け報告ガイダ ンス(12頁)	なし	・一般固形廃棄物(MSW) 埋立処分場向け推計マニュ アル(45 頁) ・下水・廃水処理施設向け推 計マニュアル(51 頁) ・下水汚泥及び生物・医療系 廃棄物焼却施設向け推計マ ニュアル(37 頁) ・溶剤リサイクル施設向け推 計マニュアル(32 頁)	に報告を行うこととなっている。ただし、廃棄物処理事業者は、委託を受けた廃棄物に限って毎年8月31日まで報告を延期することができ

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表一①届出の集計データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
集計データ	◇届出排出量及び移動量	♦ TRI National Analysis :	♦ Overview of Reviewed	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	◇ 化学物質排出量調査結果
(報告書形	の集計結果	当該年の TRI データと傾向につ	Facility - Reported Data					報告書
式)の公開	• 業種別	いての情報の一般概要(HTML	(HTML 形式及び PDF 形式)		※ 2008 年までは、		※2006-07 年度までは、「NPI	※以下は 2013 年版の内容
	• 都道府県別	形式及び PDF 形式。*をつけた	※以下は 2014 年版の内容		「Spotlight on business」が		Summary Report」が公表さ	1.化学物質排出量調査業務の
	· 全国	項目は、PDF 形式では、分布地	・2014 年の NPRI データの		公表されていた。		れていた(毎年発行)。	概要
	◆届出外排出量の集計結	図(HTML 形式では詳細データ	What's New				内容:	2.化学物質排出·移動量調查
	果	参照可能)と主要図表のみ)。	・2014 年のNPRIデータの概要				• 環境媒体別排出量	結果の要約
	◇移動体からの排出量	○廃棄物発生データ:経年変化	・2014 年に報告を行った施設の				• 業種別排出量	3. 詳細化学物質排出・移動量
		(リサイクル、エネルギー回収、	所在地				• 排出量削減措置	調査結果
		中間処理、場外処分その他)、	・2014年にNPRIに報告された汚				• 非点源排出量	4. 化学物質排出量調査結果
		業種構成、発生源対策、親会社	染物質の排出量、処分量、リサ				・排出削減のための取組(事	の分析及び評価
		別	イクル量の概要				業者、政府)	5. 韓国、米国、日本の排出量
		○化学物質排出・移動データ	・報告された汚染防止に関する情					の統計量の比較
		・埋立、大気排出、水系排出、オ	報					6. 排出量調査結果の問題点
		フサイト処分*:経年変化、業						及び改善方案
		種構成等						
		・業種別の排出量データ						
		・懸念物質(鉛・水銀・ダイオキ						
		シン・OSHA 発がん物質): 経						
		年変化、業種構成等						
		・ハザード・リスク推移(RSEI)						
		○セクターごとのデータ*:廃棄						
		物発生量推移、対象物質排出・						
		移動量推移						
		・化学産業、採鉱、電力、自動車						
		製造、連邦施設						
		○地域ごとのデータ*:廃棄物発						
		生量、化学物質排出・移動量、						
		トップ 5 施設、トップ 5 物質						
		・ ・州別、都市圏別、大規模水生生						
		態系別、先住民居留地別						
集計データ	伝 任	毎年	 毎年(最新 2014 報告年。題名は年		_			毎年(最新 2013 年度)
(報告書形	毋十	毋十	によって一定しない。)					两个(取利 2013 中反)
式)の公表								
頻度								
集計データ(報告書形	◆ PRTR データ集計結果	◆ TRI National Analysis 及び		_	_	_	• •	◇ 韓国化学物質排出量調査
式)公表ウ		地域ごとのデータ	Facility Data: Overview				2006-07	結果報告書
エブサイト								
	http://www.env.go.jp/che	https://www.epa.gov/trination	http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/d				http://www.npi.gov.au/public	国立環境科学院(NIER)化
	mi/prtr/result/index.html	<u>alanalysis</u> 又は	efault.asp?lang=En&n=386BA				ations/ O "Summary	学物質情報ポータルサービス
	又は	http://www.epa.gov/tri/tridata/i	<u>B5A-1</u> (HTML)				reports"の項。	http://ncis.nier.go.kr/tri/
	http://www.meti.go.jp/pol	<u>ndex.html</u>	http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/B8					
	icy/chemical manageme		5A1846-04AB-4E40-ACA0-E7D					
	nt/law/prtr/6.html		A313CA7AD/ID_3050_Overvie					
			w%20of%202014%20NPRI%20d					
		〒 5 日 31 口時占で <u>の</u> 妻され <i>て</i> いる久国	ata EN Nov-9-15 3.pdf (PDF)					

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表一②届出外データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
届出外データの公表	 ◆ 届出外排出量の集計結果 ・対象業種のうち届出要件の対象外となるもの ・非対象業種 ・家庭 ・移動体 	 TRI 制度の下では公表なし ※1996年 TRI データ報告までには 非点源排出データも公表されていたが、その後 1999年データから、 「国家排出目録 (NEI: National Emission Inventory)」の下で、大気への排出についてのみ非点源排出データを公表するようになった(3年毎)。 ※NEI の下での非点源排出データ(郡毎に推計)・家庭やオフィスビルなど報告要件に該当しない小規模点源排出・野火や農業等の非点源排出・移動体(自動車、航空機、船舶)※NEI の対象物質は CO、NOx、SO2、VOC、PM25、PM10、アンモニア 	公表なし	水への非点源排出の推計を公表(地表水への農業由来の窒素、リン) 大気への非点源排出については、長距離越境大気汚染条約 (CLRTAP) 基づくデータを公表。	※但し、大気への排出については、「国家大気排出目録(NAEI: National Atmospheric	公表なし	◆ 大気域 (airshed) 及び集水域 (water catchment) における非点源 排出の推計を公表 ・運輸等の非事業活動 ・芝刈り等の家庭活動 ・パン製造等の商業活動 ・小規模事業者など報告要件の対象外 となる事業活動 ※非点源排出の推計は 1996 年以降行われているが、毎年は行われていない。大気については NPI 対象物質について、水については原則として全リンと全窒素、一部重金属について推計を行う。 ※州及び準州が推計を実施。 ※非点源排出データのデータソースとして61 の排出源が挙げられている。 ※自動車については 2014 年が最新。	公表なし
届出外排出方法	◆公表計方法 ・水表計方法 ・水表計方法 ・水表計 表表で少量取扱事 ・・水表・大き事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公表なし	公表なし	公表なし	公表なし	公表なし	◆ 非点源排出マニュアル (現在 21 マニュアル) ・航空機 ・水産養殖 (温帯) ・水産養殖 (温帯) ・水産養殖 (温帯) ・建築上の塗装 ・バート事・予定森林火災 ・商業用船舶/ボート、レクリエーション用ボート ・アステートが変に、が変にの変にである。 ・ボライクリエーションが ・小規模施設による燃料 (石炭、ガス、木材等) 燃焼 ・気体状燃料燃焼 (家庭) ・産業ツり (家庭) ・自動車 ・自動車表面仕上げ ・舗装・非舗装道路の自動車の通行による砂埃 ・印刷道 ・ガソリンスタンド ・ 西形燃料燃焼 (家庭) ・ 対ソリンスタンド ・ 西形燃料燃焼 (家庭) ・ されている推計手法マニュアル (現在 94 マニュアル) を参照	公表なし

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表一③届出の個別データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
施設毎の個別データ	◆ 個別事業所データ の公表	◆施設毎の個別データの公表	◆ 施設毎の個別データの 公表	◆ 施設毎の個別データの 公表	◆施設毎の個別データの公表	◆ 施設毎の個別データ の公表	◆ 施設毎の個別データ の公表	◆ 施設毎の個別データ の公表(2010年5月 ~)
報告項目に 対する公表 状況(企業 秘密除く)	◆「5.報告内容一①」 の「報告施設情報」に 示した項目のうち、 「7.担当者(問い合わ せ先)以外の項目を公 表。	◆ 「5.報告内容一①」の「報告施設情報」 に示した項目について全てを公表。	◆「5.報告内容─①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。		◆ 「5.報告内容一①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。	◆「5.報告内容一①」の 「報告施設情報」に示し た項目について一部を公 表。	◆「5.報告内容一①」の 「報告施設情報」に示し た項目のうち、セクションD(報告責任者・施設 の所有者の詳細、報告書 を作成するのに要した資 源、コメント)を除き公 表。	「報告施設情報」に示し た項目について一部を公
	◆「5.報告内容-②」 の「排出量」「土壌への 排出報告」「廃棄物の移 動量」に示した項目に ついて全てを公表。	の排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項	出量」「土壌への排出報告」	「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目のうち、「排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動量」を除き公表。	◆ 「5.報告内容−②」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目のうち、「排出量(総量及び報告対象量*)」の算定方法を除き公表。 *当該施設の上限を超えた場合	「排出量」「廃棄物の移動	◆「5.報告内容一②」の「排出量」「土壌項目の「排出量」「土た項目の うち、「Part2 物質の使用・排出」における時間である。 「1000年のではいる。 「5.報告内ではいる。」の「非出削減した多の「排出削減した5物」にももででではいる。 「1000年ではいる。」の「非出したり、特別では、1000年ではいる。」の「はいる。」の「はいる」といる。	量」に示した項目につい
ウデス素除の一検を	 ◆ PRTR インフォメーション広場 ◇絞り込み条件> ・排出年度 ・地域(県別) ・届出排出量(排出・移動先別(全業業員数区分別(業種別)) ・届出外排出量(排出源別、移動体の種類別) http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html 		 ♦ NPRI Online Data Search < 絞り込み条件> ・報告年 ・施設名、NPRI ID ・物質名、CAS No. ・場所(州、郵便番号、主要都市圏、地域)、自治体名 ・主要産業、北米産業分類システム (NAICS) コード、カナダ標準産業分類 (SIC) コード ・環境媒体(大気、水、土壌) ・ 処理 (オンサイト、オフサイト) ・ リサイクル向け移動http://ec.gc.ca/inrp-npri/donnees-data/index.cfm?lang=En 	◆ Search E-PRTR data <絞り込み条件> ・国、地域、河川流域 ・排出年 ・物質グループ(7 グループ)、物質名 ・環境媒体(大気、水、土壌) ・事業活動 ・廃棄物移動(非有害廃棄物、有害廃棄物、処理(リカバリー、廃棄、未特定)、移動先の国) "Facility Level" http://prtr.ec.europa.eu/#/facilitylevels "Industrial Activity" http://prtr.ec.europa.eu/#/industrialactivity "Area Overview" http://prtr.ec.europa.eu/#/areaoverview "Pollutant Releases" http://prtr.ec.europa.eu/#/pollutantreleases "Pollutant Transfers(to Waste Water)" http://prtr.ec.europa.eu/#/pollutanttransfers "Waste Transfers" http://prtr.ec.europa.eu/#/wastetransfers	◆ "What's in your backyard" Interactive Maps, "Pollution datasearch" < 絞り込み条件> ・データの種類(産業汚染、汚染事故) ・場所(近傍の郵便番号、近傍の地名、許可番号、事業者名) ・報告年(1998~2012) ・業種 http://maps.environment-agency.gov.uk/wiyby/dataSearchController?lang=e&textonly=off&topic=pollution または ◆ UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets https://www.gov.uk/guidance/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtrdata-sets < 絞り込み条件> ・報告年(2007~2014) ・地域または集水域 ・事業所(事業所名、自治体名、地域の郵便番号) ・活動(業種、経済セクター(NACE)) ・排出または移動類型(物質類型名、物質名、排出先媒体) ・廃棄物類型(有害(国内または海外)/非有害、処理/回収)	→ 汚染物質排出の登録 (Registre français des émissions polluantes) <絞り込み条件> ・施設名 ・行政区域 ・集水域 ・業種 ・E-PRTR活動分類 ・物質名 ・環境媒体(大気、水[直接]、水[間接]、土壌) ・有害廃棄物(大分類) ・非有害廃棄物(大分類) ・報告年 http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php	● Browse search <絞り込み条件> ・報告年 ・会社名、施設名 ・オーストラリア・連 分類(ANZSIC) ・場所(州、地方自治体) ・物質名 http://www.npi.gov.au/n pidata/action/load/brow se-search ◆ Search by Form ・排出源(施設、非点源) ・報告年 ・場所(郵便番号、州、地方自治体、集気域) ・物質名 ・環境媒体(大気、水、土壌) http://www.npi.gov.au/n pidata/action/load/adva nce-search	◆ 化学物質排出量・移動 量情報 <絞り込み条件> ・報告年 ・地域、行政区域 ・物質群、物質名 ・業種 ・事業者名 ・環境媒体(大気、水、土壌) ・移動経路(水、廃棄物) ・サイト内処分量 http://ncis.nier.go.kr/prt r/bcid/bcid01.do

6. データの公表一③届出の個別データ(つづき)

事項	公表一③油出の個別ナータ	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
地機業分の地域の関係を対している。	◆ PRTR データ地図上表 示システム <絞り込み条件> ・地域から選ぶ (物質、排出年度、地方、 都道府県、市区町村、郵便 番号) ・事務所を検索する (排出年度、都道府県、市区町村、郵便番号、事業所 名、物質、排出/移動先、 排出条件(量)、業種、最終 処分場の種類、排出水域 名、移動下水終末処理場 名、廃棄物処理方法、廃棄 物種類) http://www2.env.go.jp/ch emi/prtr/prtrmap/	◆ TRI Explorer <絞り込み条件> ・排出年 ・場所(州、地域) ・物質グループ、物質名 ・北米産業分類システム (NAICS) コード ・オンサイト/オフサイト http://iaspub.epa.gov/trie xplorer/tri release.maps	なし (Google Earth TM などで利用可能な NPRI データのダウンロードが可能)	「6. データの公表-③ 届出の個別データ」に示		◆ 地図上検索 (Recherche par cartographie) (インタラクティブマップ) * <絞り込み条件> ・地域圏、県、市町村・物質名 ・有害廃棄物(大分類、中分類、小分類) ・非有害廃棄物(大分類) ・廃棄物排出/処理 ・排出先:大気、水、土壌	◆ Search by Map (インタラクティブマップ) * <絞り込み条件> ・報告年 ・もしくは"Search by Form"で設定した条件(データ種類、報告年、場所、物質、施設名、環境媒体)をマップ表示 http://www.npi.gov.au/npi data/action/load/map·sea	なし
加 生 デ ー と 提 供		 ◆ CSV形式でダウンロード可能 「TRI Explorer」より、利用者の関心に沿った絞り込み検索を行い、検索結果をダウンロード可能。・排出量・廃棄物の移動量・処分量 ◆請求があれば CD-R で生データを提供:全米10地域にある EPA地域事務所の TRI コーディネーターに請求。 	 ◇ CSV 形式または XLSX 形式でダウンロード可能(単年度(最近 2 年間) または 1993 年以降の バルクデータ) ・排出量 ・廃棄物処分量・移動量 ・リサイクル量 ◇ KMZ 形式 (Google Earth™ などにおける 位置情報を示すファイル) でもダウンロード 可能 NPRI Dataset: http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/default.asp?lang=En&n=0EC58C98- 	Earth TM における位置情報を示すファイル)、アクセス形式、テキスト形式でダウンロード可能 E-PRTR Dataset: http://prtr.ec.europa.eu/ #/static?cont=download data	◆ XML形式及びKMZ形式でダウンロード可能 (2014年分のみ) XML形式: http://prtr.defra.gov.uk/full-dataset KMZ形式: http://prtr.defra.gov.uk/google-earth-download	ド可能 ・排出量 ・事業者情報 ・水域類型別の排水量 ・廃棄物移動量(有害(排出 /処理)、非有害(排出/処理)) http://www.pollutionsind	ロード可能 検索画面より、利用者の関心に沿った絞り込み検索 を行い、検索結果をダウンロード可能。 ・施設別排出量 ・集水域別排出量 ・集気域別排出量 ・ない、検索を使力となる。	可能:「化学物質排出量調査結果詳細統計情報」(毎年)

^{*} インタラクティブマップ:地図を直接クリックして、拡大、縮小することが可能な地図上検索システム

[※]本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく